

## 1 目的

東日本大震災により被災した出荷者が、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に農水産物を出荷した場合、その出荷金額に応じて東京都が「流通支援金」を交付する。これにより、震災による直接被害や風評被害を受けた被災地農水産業の復興を支援するとともに、農水産物の東京への安定的な出荷を確保していく。

## 2 制度の概要

### (1) 交付対象者

東日本大震災による被害を受けた各県の出荷者で、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に対し、水産物又は青果物（野菜若しくは果実）について、一定金額以上の出荷を行った者。

### (2) 対象とする県

以下の県に所在地のある出荷者を対象とする。

【水産物】：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

【青果物】：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

### (3) 交付率、交付方法

- ① 出荷者の出荷金額に応じて、東京都が流通支援金を直接交付する。交付率及び出荷金額の下限は下表のとおり。

区分	支援金交付率 (ただし、支援金総額が予算の上限を超える場合、1件当たりの交付率を減らす)	最低出荷金額
水産物	1,000分の12	500万円以上
野菜	1,000分の14	500万円以上
果実	1,000分の7	1,000万円以上

- ② 水産物は受託品・買付品、青果物は受託品の出荷金額について交付する。  
 ③ 交付申請に当たっては出荷者の「り災証明書」等の提出を条件とする。  
 ④ 本制度を生産復興に役立てるため、交付申請の際、交付金の使途を申請させる。  
 ⑤ 都内の卸売業者は東京都の照会に応じて出荷者ごとの出荷金額を集計・報告し、東京都はそれを踏まえ支援金を算定し、交付する。

### (4) 交付対象期間

平成23年7月1日から平成24年1月31日までの出荷金額について交付する。

### (5) 交付申請時期、手続方法

平成24年2月に申請を受け付ける。手続方法は今後周知していく。

### (6) 事業費

平成23年度：約16億円